

平成28年労第51号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、溶鉱炉設備オペレーターとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、溶鉱炉内の残スラブを除去する作業を同僚と二人で行っていたところ、同僚の持っていた治具が請求人の首に当たり負傷した。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「頸部打撲、頭部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月〇日、D整形外科に転医し「頭部外傷、頸部挫傷」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、請求人の主訴に関して、医師の所見を含めて資料を精査したところ、請求人に残存する障害については、せき柱の運動障害及び神経系統の障害であると認められる。

(2) せき柱の運動障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、頸部の主要運動の可動域はいずれも参考可動域の1/2以下に制限されておらず、障害等級に該当しないものと判断する。

(3) 神経系統の障害については、請求人は、右手の痺れ等を訴えるが、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「神経学的所見、特に問題なし」としている。また、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「頸部の局所に神経症状を残すもの。アフターケアを要す。」としている。さらに、G医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、要旨「頸部の神経根及び頸部の脊髄圧迫症状は認められず頸部の可動域は、参考可動域に比して明らかな可動域制限が認められないことから、局所の神経症状を残すものに該当する。」としている。当審査会としては、請求人の療養経過、診断結果等から、E医師、F医師及びG医師の判断は妥当なものと判断する。

(4) 以上のことから、請求人に残存する障害については、障害等級第14級の9「局所に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(5) なお、請求人は、当審査会開催の本件公開審理において縷々主張するが、そ

の主張は、請求人の独自の見解であり、これを採用することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。